



黒岩検査員。おはようございます。
先日、長居検査員から、『「河川堤防法面」などに関する
「不適合工事」の事例が多くある。』と伺いましたので、
具体的な「不適合工事」の事例を、教えて頂けませんか？



はい。大丈夫ですよ。
若井検査員。



自分の認識では、一般的に、計画高水位の護岸天端から
堤防法肩までの法面に、“野芝”を張りますが、
どのような場合、「不適合工事」となっているのですか？



法面に“野芝”を張っただけでは、「不適合工事」です。
法肩にも、『堤防等の法肩の崩れを防ぐために、
“耳芝”も施工』しなければなりません。



“耳芝”とは、路肩に設置する幅15cm程度の“芝”で、
紙ロール状の植生帯のことですか？



いいえ、違います。
以前の、共通仕様書「1-3-7 植生工」では、
『耳芝とは、法肩に添って天端に巾10～15cm程度に張る芝』
でしたが、十分に理解されなかったようです。



どうして、そう思うのですか？



“耳芝”の未施工に関する「不適合工事」が、
H24年11月～H26年7月までの期間に、続けて4件発生しました。
そのため、H26.10.1に共通仕様書が改正され、
『耳芝とは、法肩に張る芝』と、表記を簡潔に改めるとともに、
第3編 土木工事共通編「1-3-7 植生工」の「図 1-1 耳芝」に、
具体的な施工断面図を追記し、明確化しました。
その結果、共通仕様書の改正以降は、
この“耳芝”の未施工に関する「不適合工事」はありません。



そうでしたか。知らなくて、スミマセン。
ちなみに、“耳芝”は、水平に張ればいいのですか？



基本的には、違うんですよ。
それでは、共通仕様書を見ながら、具体的に説明しましょう。
共通仕様書 I 第3編 土木工事共通編「1-3-7 植生工」をご覧ください。



えっ……。恥ずかしい。初めて見ました。
でも、法肩を掘削し、「野芝」を45°に埋設するのですか？
折角、堤防の現場密度が、90%以上に仕上がったのに……。

基本は、そうなんですよ。
でも、「なお書き」に、『図 1-1 によりがたい場合は、
施工方法について監督員と協議する』となっていますので、
協議により、45°埋設にしくなくても、よろしいかと……。



そうすると、監督員と協議していれば、
水平に施工しても、不適合にならないのですね？

そうですが、口頭協議では、ダメですよ。
ちゃんと、協議書を取り交わしていることが、前提です。



例えば、当該法面が「人工張芝」であっても、
「図 1-1 耳芝」の施工断面図のように、
“野芝”でなければ、ダメなんではしょうか？

良い質問です。図だけ見れば、そう解釈もできますよね。
実は、『耳芝とは、……。法肩に張る“芝”』であり、
図のような“野芝”に特定は、していません。
法面に施工した「張芝、筋芝、人工張芝」などと
同じ材料で、法肩に“耳芝”として、施工すれば OK ですよ。



そうなんですか。
実例の話を聞けて、良かったです。

そうですか。 それでは、次回も、
「植生工」に関する「不適合工事」事例を、紹介しますね。



●本日のポイント

張芝、筋芝、人工張芝の法肩に、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、“耳芝”
を施工しなければなりません。

“耳芝”とは、法肩に張る芝で、共通仕様書Ⅰ 第3編 土木工事共通編「1-
3-7 植生工」の「図 1-1 耳芝」に、具体的な施工断面図が図示されていま
すが、監督員と書面での協議が整っていれば、施工断面図のように45°程度
に施工されていなくても、問題になりません。

なお、施工断面図のように“野芝”限定ではなく、法面に施工した芝と同じ
“芝”での施工で構いません。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：黒岩(カワ)検査員



：若井(カキ)検査員